平成２５年（フ）第１１５５号
千葉県船橋市芝山３丁目30番９棟306号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山３丁目30番９棟104号
破産者　岩田　博行
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５６号
東京都千代田区飯田橋１丁目７番10号
破産者　有限会社ジョージ・メディカル・サイエンス
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３４号
千葉市緑区高津戸町309番地76
破産者　スーパービジョン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３５号
千葉市緑区高津戸町309番地76
破産者　宮本　秀人
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号
群馬県前橋市総社町２丁目10番地の６
破産者　株式会社サンクロス
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１８号
千葉市中央区星久喜町767番地８
破産者　鶴見利賜雄
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４４号
千葉県市川市南八幡１丁目17番１―208号
リヴェール南八幡
破産者　佐久間芳彦
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８８号
横浜市保土ケ谷区常盤台31番10号
破産者　Ｓａｌｔｕｓ　Ｍｏｂｉｌｅ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
富山市千石町１丁目２番17号
破産者　株式会社高瀬コンサルタント事務所
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
長野県佐久市岩村田3162番地10
破産者　株式会社Ｕｎｉｔｅｄ　Ｂｒｏｔｈｅｒｓ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第６６６号
名古屋市千種区内山１丁目24番９号
破産者　有限会社黒神組
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２６号
名古屋市中村区高道町１丁目８番２号
破産者　一般社団法人ＳＴＥＰ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８６４号
大阪府東大阪市今米１丁目７番15号
破産者　大阪安全輸送株式会社
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９号
大阪府泉南郡熊取町美熊台１丁目４番11号
破産者　合名会社クロカワ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
大阪府和泉市池上町４丁目５番18号
破産者　有限会社ウワモリ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
松江市西長江町93番地
破産者　安達　邦喜
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
香川県観音寺市高屋町947番地１
破産者　有限会社三好工業
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３６２号
岩手県北上市藤沢21地割94番地２
破産者　有限会社堤ケ丘重機
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２１号
東京都国立市西２丁目10番地の３
破産者　とみん株式会社
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３３号
東京都八王子市小門町18番地
破産者　保坂幸之介
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
東京都東村山市青葉町１丁目１番地14
破産者　小川　典子
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７号
岐阜市岩田西１丁目651番地１
破産者　永田　浩隆
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所